

まちとむら 未来をひらく 広域連合

第4期 南部箕蚊屋広域連合
介護保険事業計画
概要版



南部箕蚊屋広域連合

南部町

伯耆町

日吉津村

計画策定の趣旨

● 計画策定の背景

介護保険制度が創設されて以来、介護保険サービスの給付費は当初の2倍を超えるなど、サービスの提供基盤が急速に整い、制度として地域住民の間に順調に定着してきました。

平成27年度に団塊の世代が65歳以上となり、高齢化が一層進展することを受け、介護給付費がさらに増大することが予想されます。そこで現在のサービスの質を維持しつつ、さらに向上させ、新たな課題に対応できる保険給付の体制を確立していくことが、将来にわたり住民生活を支えていけるものと考えます。

● 計画の期間

平成21年度（2009年）から平成23年度（2011年）までの3年間です。

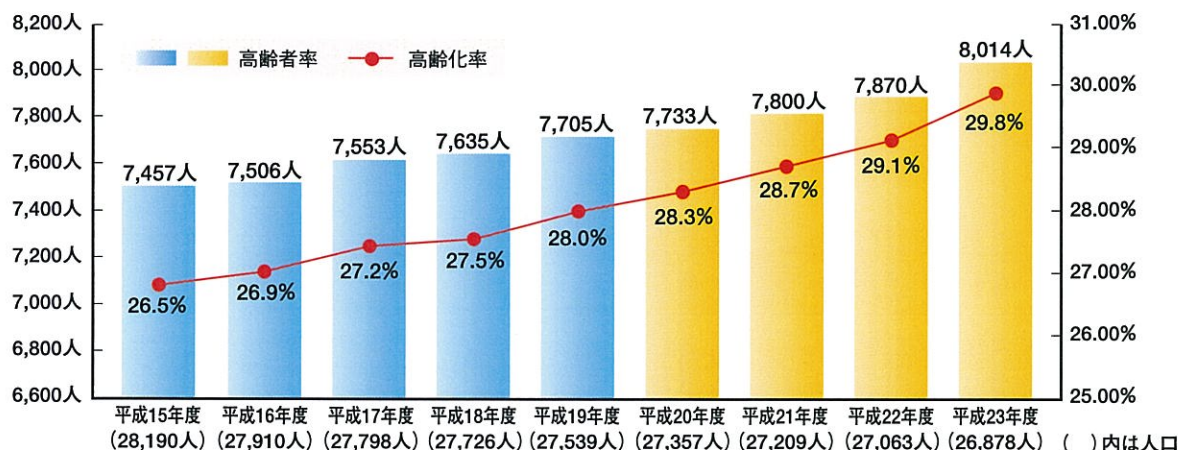
計画は3年ごとに見直しを行うこととされているため、第3期計画（期間：平成18年度から平成20年度まで）を見直しするものです。（法的根拠 介護保険法第117条）

● 基本的な考え方

一般高齢者を対象にアンケートを実施した結果、「保険料を出来るだけ上げないでほしい。サービスの提供は現在の水準を維持してほしい。」という回答が多数ありました。この意見を尊重することを策定委員会全会の総意として検討を行いました。

● 65歳以上の高齢者の推計（10月時点の高齢者人口）

65歳以上（第1号被保険者）の人は、平成20年度は7,733人で、高齢化率は28.3%ですが、今後は団塊の世代が65歳になられるため、平成23年度には高齢化率が30%に近い、8,000人台になると予測しました。



平成18年度と
比較すると…

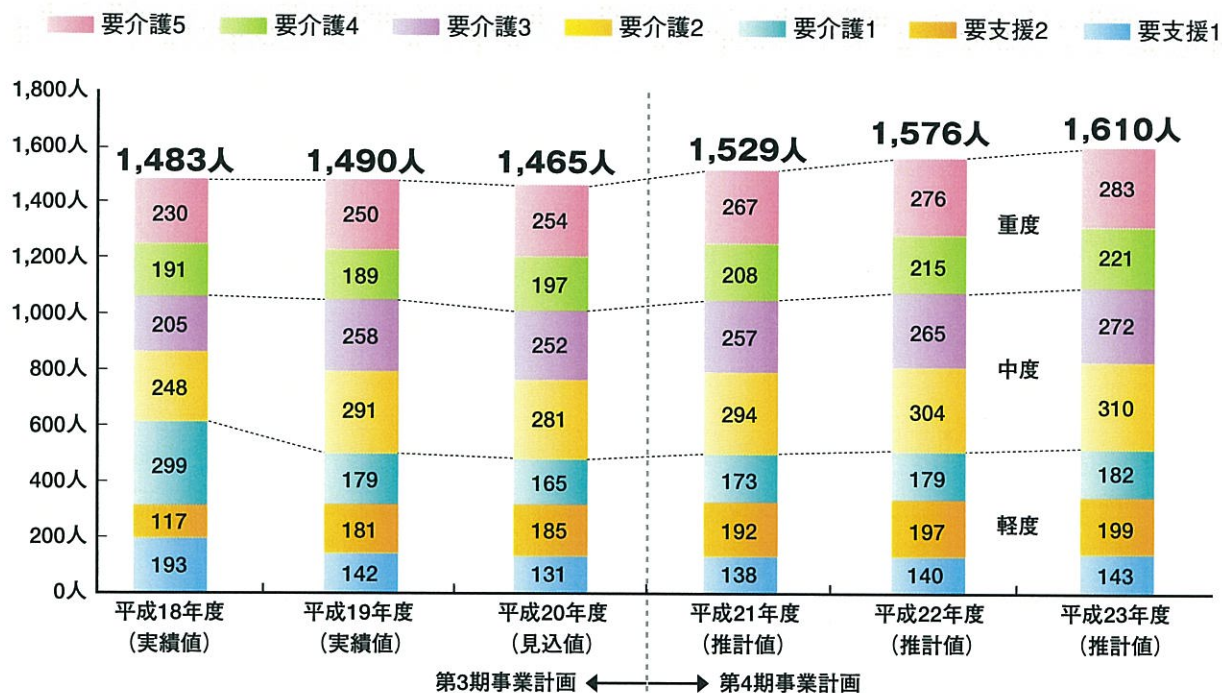
★総人口は27,726人から26,878人で848人の減少 ↓

★高齢者数は7,635人から8,014人で379人の増加 ↑

★高齢者数を総人口で割った高齢化率は27.5%から29.8%に上昇 ↑

第4期計画におけるサービス量の推移

● 広域連合の要介護（支援）認定者数の推計（住所地特例者・第2号被保険者を含む）

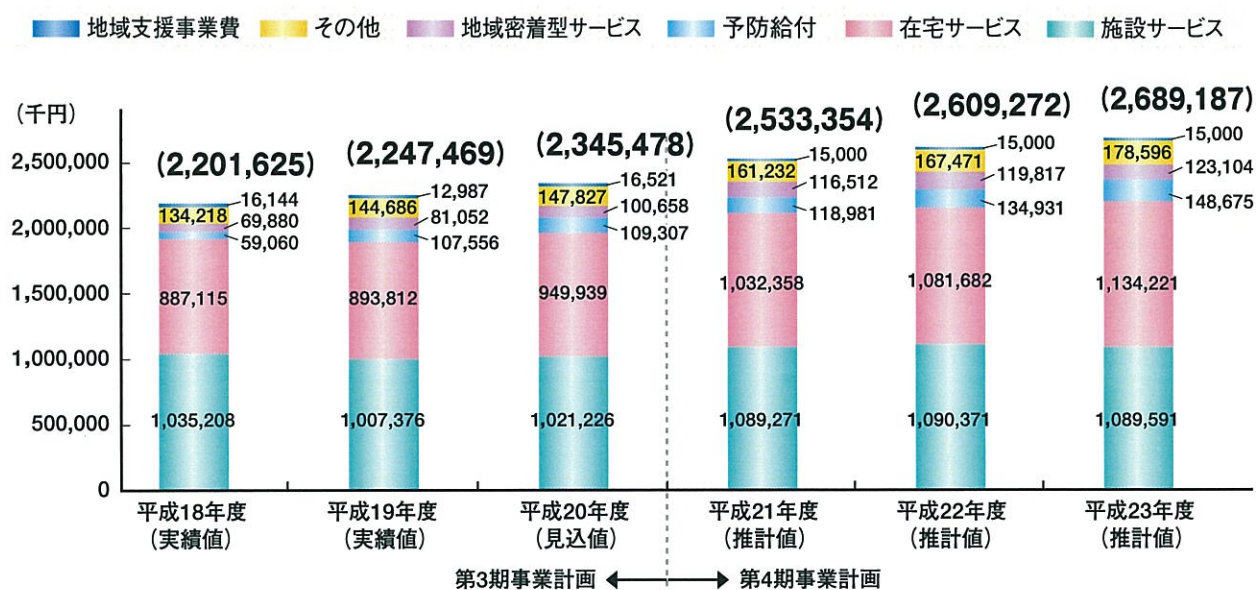


要介護（支援）認定者数は平成20年10月までの認定状況を基礎とし、高齢者の増加によって少しずつ伸びてくると推計しました。

平成19年度の状況等の分析により重度化が進行していると思われ、この重度化については著しい改善は見込めないと考えて推計しました。

● 介護保険の事業給付費の見込み

- 第3期事業計画（平成18年度～平成20年度）では、**67億9,457万2千円**の実績（見込）となります
- 第4期事業計画（平成21年度～平成23年度）では、**78億3,181万3千円**と推計されます



介護サービスの目標量

● 居宅介護サービス及び居宅介護支援

従来の各サービス実績を基に、高齢者人口の伸びや利用率、認定率の変化を勘案し、サービス量を見込んでいます。

サービスの種類	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	介護給付	予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	予防給付
① 訪問介護	25,056回	540人	25,147回	548人	25,451回	555人
② 訪問入浴介護	319回	0回	331回	0回	342回	0回
③ 訪問看護	2,157回	248回	1,949回	230回	1,779回	200回
④ 訪問リハビリテーション	1,711回	437回	1,994回	590回	2,282回	730回
⑤ 居宅療養管理指導	804人	108人	804人	108人	804人	108人
⑥ 通所介護	46,945回	1,357人	49,180回	1,580人	51,385回	1,697人
⑦ 通所リハビリテーション	25,014回	866人	26,841回	1,008人	28,311回	1,176人
⑧ 短期入所生活介護	8,427日	67日	8,874日	69日	9,501日	79日
⑨ 短期入所療養介護	2,781日	54日	2,941日	56日	3,148日	58日
⑩ 特定施設入居者生活介護	348人	72人	384人	96人	432人	120人
⑪ 福祉用具貸与	2,833人	217人	2,853人	219人	2,909人	225人
⑫ 福祉用具購入	68人	40人	68人	40人	68人	40人
⑬ 住宅改修	48人	36人	48人	36人	48人	36人
⑭ 居宅介護支援	7,532人	2,655人	7,815人	2,746人	8,107人	2,832人

● 地域密着型サービス

平成18年の制度改正により広域連合区域内の被保険者のみが利用できます。認知症対応型共同生活介護（グループホーム）については、経過措置による入所者の退所人数等を勘案し、サービス量を見込んでいます。

また、小規模多機能型居宅介護についても、利用人数が増加することを見込んでいます。

サービスの種類	平成21年度	平成22年度	平成23年度
① 認知症対応型通所介護	590回	629回	681回
予防給付	0回	0回	0回
② 小規模多機能型居宅介護	72人	72人	72人
予防給付	12人	12人	12人
③ 認知症対応型共同生活介護	420人	432人	444人
予防給付	0人	0人	0人

● 施設サービス

鳥取県西部圏域や広域連合区域内における施設整備の状況を勘案し、サービス量を見込んでいます。

また、広域連合の参酌標準は、平成20年度で要介護2以上の認定者に対する施設サービス利用割合が36.6%、また施設利用者のうち要介護4、5の利用割合が72.2%と国の示す参酌標準を上回っているため基本的に新たな施設整備は行わない方針です。

サービスの種類	平成21年度	平成22年度	平成23年度
① 介護老人福祉施設	1,980人	1,980人	1,980人
② 介護老人保健施設	1,860人	1,860人	1,860人
③ 介護療養型医療施設	168人	168人	168人
④ 医療病床から老健施設等への転換分	120人	120人	120人

地域支援事業

● 地域支援事業の現状と課題

介護予防事業

特定高齢者事業における効果は事業終了後の継続した活動が重要であり、地域でフォローできる環境づくりが必要となります。また、今後も特定高齢者施策を中心に健康づくりや認知症予防を積極的に行い、早期発見・早期治療への意識を高める必要があります。

包括的支援事業

地域包括支援センターの存在が周知されると共に、相談件数も増加しその業務も多様化しています。高齢者虐待、権利擁護など処遇困難ケースの対応や、在宅での末期ガン患者のターミナルケアの増加など、機械的に処理できない業務が複雑・多様化し、休日夜間の緊急時に対応する職員体制の必要もあります。

任意事業

介護相談員派遣事業については現在16名を選任しています。介護サービス利用者の疑問や心配事の解消を図るため、事業所において相談業務を行っていますが、介護保険の定着とともに利用者からの相談件数は減少しています。

認知症事業については、認知症の早期発見や認知症を正しく理解するための教室を開催するなど、各町村ごとに取り組んでいます。より認知症を理解していただくために、中心となる者の確保が必要です。

● 地域支援事業の今後の対応

介護予防事業の取組

- 広域連合では、主に特定高齢者施策を推進し、事業参加者の増加に努めます。
- 一般高齢者施策については、特定高齢者施策終了者の予防支援体制を整備します。

包括的支援事業の取組

- 各構成町村役場に設置した地域包括支援センターにおいて、専門性を高め、相談体制の充実を図ります。

任意事業の取組

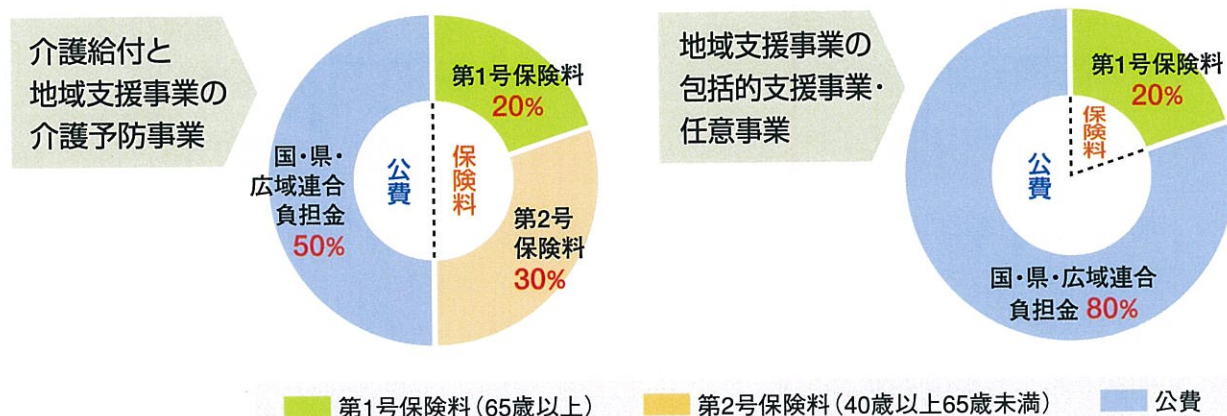
- 利用者の相談の機会を設けるための介護相談員派遣事業を継続します。
- 利用者の介護サービスの確認と制度の周知を目的とした給付費通知の送付を継続して実施します。
- 認知症の取り組みを推進するため、キャラバン・メイトを養成し、認知症サポーターの育成に取り組めます。

※キャラバン・メイト…認知症サポーター（認知症の方を日常の暮らしの中で応援する者）を養成するボランティア講師役のこと。

介護保険料及び負担軽減策

● 介護保険の費用負担割合

65歳以上の高齢者と40歳～65歳までの第2号被保険者の構成割合で保険料の負担率が決定され、第1号保険料は第4期から20%に引き上げられました。



● 保険料基準額

国から示された推計方法に基づき、第4期（平成21～23年度）の被保険者数の推計や介護保険給付費の推計を基に新しい8段階設定によって保険料を算定すると保険料基準額は次のとおりとなります。

第3期（平成18～平成20年度）
保険料月額 **4,350円**

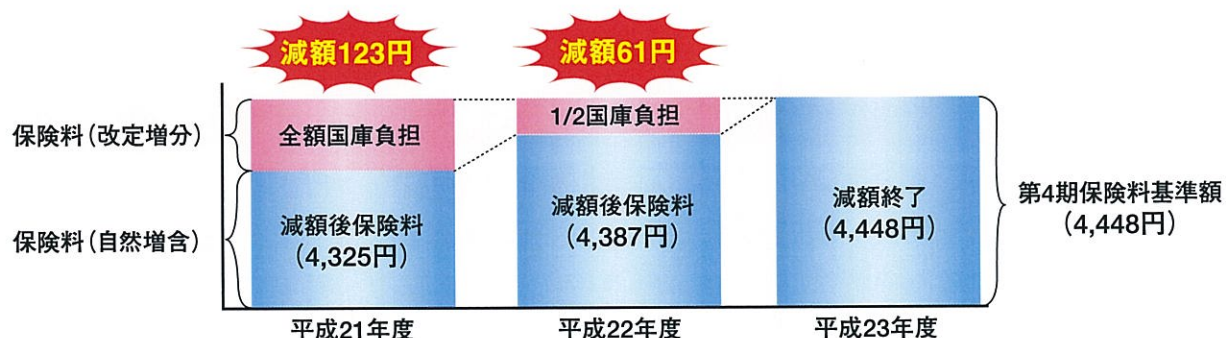
+98円

第4期（平成21～平成23年度）
保険料月額 **4,448円**

● 介護従事者処遇改善臨時特例交付金による保険料軽減のイメージ

介護従事者の処遇改善のための報酬改定により上昇した介護保険料を抑制するために臨時特例交付金が交付されます。

平成21年度は上昇分の全額、平成22年度は半額を軽減することとなります。平成23年度は軽減が終了となるため、基準額全額を納めていただくことになります。



※ 部分が介護保険料基準額から減額されます。

● 保険料段階の見直し

低所得者の上昇幅を抑えるために、市町村民税課税者のうち所得段階第6段階をさらに3つに細分化して8段階設定を導入することとなりました。第6段階以降の所得段階については、算定の基となる課税所得額を所得分布に照らし合わせて、200万円まで、200万円から300万円まで、300万円から500万円まで、500万円以上とし、保険料率は高額所得者の著しい高騰を避けるため、第6段階を料率1.5、第7段階を1.7、第8段階を1.8としました。

対 象 者	段階 (料率)	年間介護保険料		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で 本人および世帯全員が市町村民税非課税	第1段階 (0.5)	25,900円	26,300円	26,600円
本人および世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下	第2段階 (0.5)	25,900円	26,300円	26,600円
本人および世帯全員が市町村民税非課税で上記以外	第3段階 (0.75)	38,900円	39,400円	40,000円
基準額 市町村民税世帯課税で本人が市町村民税非課税	第4段階 (1.0)	51,900円	52,600円	53,300円
本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満	第5段階 (1.25)	64,800円	65,700円	66,700円
本人が市町村民税課税で合計所得金額が 200万円以上300万円未満	第6段階 (1.5)	77,800円	78,900円	80,000円
本人が市町村民税課税で合計所得金額が 300万円以上500万円未満	第7段階 (1.7)	88,200円	89,400円	90,700円
本人が市町村民税課税で合計所得金額が500万円以上	第8段階 (1.8)	93,400円	94,700円	96,000円

※第4期(平成21年度から平成23年度)保険料は平成23年度の金額です。

平成21年度と平成22年度分は、介護従事者処遇改善臨時特例交付金により減額されています。

● 所得の低い方への負担軽減策

① 介護保険料の軽減措置について

本連合では、介護保険制度発足時から、災害等により生活困窮状態にある方を対象とした保険料の独自減免制度を実施しています。

また、昨今の経済情勢の悪化により、主たる生計者の所得が著しく減少した場合の緊急措置として今期計画期間に限り保険料の独自減免を実施します。



② 利用者負担の軽減措置について

介護保険制度としての高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費、社会福祉法人による利用者負担軽減措置などを実施します。

ごあいさつ

平成12年にスタートした介護保険制度は当初総費用が3兆6千億円程度でしたが、現在では7兆円を超える状況となり高齢社会を支える大切な社会保障制度として発展してまいりました。

3年を1期とする事業計画も21年度からスタートする4期目の計画を立てることとなり、連合では策定に先立ち高齢者のアンケート調査を実施しましたところ、多くの方がサービスについてはほぼ満足している状況ですが、保険料の上昇は望んでおられないことが判明しました。このようなアンケート結果に基づいて、昨年の9月より5回にわたる策定委員会を開催し介護サービス量の見込を立てて、それに見合う保険料の設定を検討してまいりました。

第4期事業計画における特徴的な点は、国レベルにおける療養病床の転換や廃止の方向、介護従事者の処遇改善のため介護報酬3%の引き上げ改定、高齢者の保険料負担割合の19%から20%への引き上げなど保険料の高騰要因が重なって来たことです。これをそのまま保険料に反映した場合、大幅な保険料の上昇につながることから基金の全額取り崩しによる繰り入れや、包括支援センター人件費などについて引き続き介護保険料の枠外で手当てをして頂く事としました。また従来200万円以上の所得の方について保険料は一律でしたが、負担の公平を実現するため2段階を追加して所得に応じた負担をお願いすることといたしました。

このような取り組みの結果、保険料は基準額で98円アップの4,448円となりましたので、皆様にはご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

社会保障制度の中核をなす年金、医療、介護、福祉といった各制度が持続可能な制度として発展していくためには、それぞれの機能を強化しながら連携し、重複を避けるように適正化を図って行かなければなりません。関係者の皆様のそれぞれの立場からのご協力を賜りますように宜しくお願い申し上げます。終わりに計画策定でお世話になりました策定委員の皆様方に厚くお礼を申し上げ、ご挨拶といたします。

平成21年3月

南部箕蚊屋広域連合長 坂本 昭文



まちとむら 未来をひらく 広域連合
みの か や

南部箕蚊屋広域連合

〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377-1
TEL 0859-39-6222 FAX 0859-39-6223